

平成27年12月14日

**産業建設常任委員会会議録**

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

平成27年12月14日（月曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（6名）

委員長 志賀勝利君

副委員長 山本進君

委員 菅原善幸君

今野恭一君

阿部眞喜君

曾我ミヨ君

---

出席議長団（2名）

議長 香取嗣雄君

副議長 伊藤博章君

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長 佐藤昭君

産業環境部長 小山浩幸君

震災復興推進局長 荒井敏明君

水道部長 赤間忠良君

震災復興推進局次長  
兼復興推進課長 鈴木康則君

建設部  
定住促進課長 佐々木誠君

建設部下水道課長 佐藤寛之君

副市長 内形繁夫君

建設部長 阿部徳和君

建設部技監  
兼震災復興推進局技監 熊谷滋雄君

産業環境部次長  
兼商工港湾課長 佐藤達也君

産業環境部  
水産振興課長 並木新司君

建設部土木課長 本多裕之君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 安藤英治君

議事調査係主事 片山太郎君

議事調査係長 鈴木忠一君

---

会議に付した事件

議案第 83 号 塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第 90 号 平成 27 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 91 号 平成 27 年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算

議案第 96 号 塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定について

議員提出議案第 11 号 塩竈の地酒等地域資源を生かした食文化の振興に関する条例

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第83号塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例、議案第90号平成27年度塩竈市一般会計補正予算、議案第91号平成27年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算、議案第96号塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定について、並びに議員提出議案第11号塩竈の地酒等地域資源を生かした食文化の振興に関する条例の5件であります。

これより議事に入ります。

議案第83号、第90号、第91号、及び第96号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。議案第83号塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例を含めまして計4カ件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長より詳しくご説明を申し上げますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○志賀委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 定住促進課から、議案第83号塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

平成27年第4回塩竈市議会定例会議案、資料番号2の3ページをお開き願います。

今回、災害公営住宅として建設しておりました浦戸桂島住宅集会所の供用開始に伴い、同条例に桂島集会所を新たに追加するため、塩竈市営住宅条例の一部改正を行うものとなります。

また、第4回市議会定例会議案資料、資料番号5の6ページに条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照願えればと思います。

定住促進課からは以上となりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進局復興推進課長 議案第90号平成27年度塩竈市一般会計補正予算のうち、復興推進課分の予算についてご説明いたします。

資料番号4、補正予算説明書と資料番号5、議案資料を用意願います。

まず、資料番号5、議案資料の53ページをお開き願いたいと思います。

初めに、復興交付金事業計画についてご説明いたします。

1、13回申請の採択見込み額についてですが、基幹事業、効果促進事業を合わせました交付対象事業費の合計は24億3,838万円。復興交付金の合計は19億3,778万4,000円となっております。復興交付金につきましては、全額を基金へ積み立ていたします。

2の申請事業の内訳です。さきの協議会でもご報告しておりましたけれども、1の海岸通地区震災復興市街地再開発事業につきましては、平成28年度に予定されております工事費分を計上してございます。2の清水沢地区、3の錦町東地区の災害公営住宅整備事業につきましては、建設工事の完了を見据えまして、当初申請以降に生じておりました整備戸数の調整、建設費高騰などによる事業費の増額分でございます。この3事業の20%が効果促進事業として一括配分されております。

3の13回申請までの事業費でございます。既採択分と今回13回分を合わせますと、事業費の合計額が582億3,006万2,000円。復興交付金の合計が450億1,085万8,000円となります。

次のページをお開き願いたいと思います。

4の復興交付金事業の内訳書は、12月補正で予算を計上しております事業の一覧表で、5事業を計上してございます。2から4の3事業が復興推進課で計上している予算となります。

2の新浜町杉の下線道路事業につきましては、下水道工事の進捗状況によりまして、道路整備の年度内着工が見込めなくなったために工事費5,000万円を減額するものでございます。

財源の内訳ですけれども、復興交付金基金繰入金が3,875万円、震災復興特別交付税1,125万円となっております。

3の海岸通地区震災復興市街地再開発事業につきましては、当初予算では2番地区のホテル等の実施設計分も計上しておりましたが、5月の事業認可に当たりましてホテル等計画が見送られておりますので、また、現在組合で発注をしております実施設計業務委託の中で実施設計額が整理されましたので、ホテル等分の実設計額3,500万円を減額するものでございます。

財源の内訳ですけれども、復興交付金基金の繰入金が2,625万円、震災復興特別交付税が875万円となっております。

4の海岸通地区震災復興市街地再開発事業単独分につきましては、6月定例会にてお認めいただきました再開発組合事務局体制整備のための運営費補助金ですけれども、再開発組合で

事務局体制が整備できていない6カ月分150万円を減額するものでございます。

次に、資料番号4、補正予算資料をご用意したいと思います。

補正予算書の7ページ、8ページをお開き願いたいと思います。

歳出予算をまずご説明させていただきます。

2款総務費1項総務管理費21目東日本大震災復興交付金基金費へ復興交付金の合計額19億3,778万4,000円を積み立てるものでございます。

次に、13ページ、14ページをお開き願いたいと思います。

8款土木費5項都市計画費7目復興交付金事業費15節の工事請負費5,000万円の減額でございますけれども、これは新浜町杉の下線道路事業分を減額計上してございます。

同じく15節の負担金補助及び交付金3,650万円の減額は、海岸通地区再開発事業の実施設計費分の3,500万円と運営費補助分の150万円を減額計上してございます。

次に、3ページ、4ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入予算をご説明いたします。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税3,195万9,000円の減額のうち、これは震災復興特別交付税の減額ですけれども、このうち新浜町杉の下線道路事業分が1,125万円、海岸通地区の震災復興市街地再開発事業分が875万円となるものでございます。

次に、14款国庫支出金2項の国庫補助金8目東日本大震災復興交付金へ復興交付金の合計額19億3,778万4,000円を計上してございます。

次の5ページ、6ページをお開き願いたいと思います。

18款繰入金1項基金繰入金8目東日本大震災復興交付金基金繰入金1億34万1,000円の減額のうち、新浜町杉の下線道路事業分が3,875万円。海岸通地区震災復興市街地再開発事業分が2,625万円となるものでございます。

復興推進課の補正予算につきましては以上でございますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 続きまして、私からは議案第90号平成27年度塩竈市一般会計補正予算のうち、水産振興課が所管するものについてご説明いたします。

同じく資料番号4と資料番号5を使ってご説明いたしますので、ご用意をお願いします。

初めに資料番号4の11ページ、12ページをお開きください。

説明の都合上歳出からご説明いたします。

6款1項3目農業振興費から12ページの右端、事業内訳の欄に記載しておりますとおり、広葉樹病害虫被害木伐倒事業、いわゆるナラ枯れの対策の事業でございます。こちらの事業費につきまして、本年度の当該事業が完了いたしましたため、費用が確定しておりますので、それに伴いまして13節委託料から91万2,000円を減額するものでございます。

財源の内訳といたしまして、国県支出金から91万2,000円を減額しております。これによります農業振興費の総額は、1,329万6,000円から1,238万4,000円となります。

続きまして、同じ6款の2項2目水産業振興費につきまして、事業費の内訳に記載しております漁船乗組員救急救命推進事業補助金に要します費用といたしまして、19節負担金補助及び交付金に83万円を増額し、水産業振興費の総額を3億3,395万1,000円とするものでございます。

財源の内訳といたしましては、国県支出金に41万5,000円を、一般財源といたしましても同額の41万5,000円を計上しております。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

下段になります。15款県支出金のうち2項1目総務費県補助金に4ページ右端の説明欄に記載のとおり、市町村振興総合補助金漁船乗組員救急救命推進事業費といたしまして41万5,000円を増額しております。

また、同じ15款2項5目農林水産業費県補助金に、説明欄に記載のとおり温暖化防止森林づくり推進事業補助金を91万2,000円減額しております。これは、広葉樹病害虫被害木伐倒事業の完了に伴う事業経費の精算によるものでございます。

次に、漁船乗組員救急救命推進事業についてご説明いたしますので、資料番号5の57ページをお開きください。

1の事業概要につきましては、本市船籍の漁船5トン以上500トン未満の漁船で5人以上の乗組員が乗船するものが対象となります。対象となる漁船に対し、簡易型の船舶自動識別装置いわゆる簡易型AIS及び自動体外式除細動器いわゆるAEDを設置するための費用の一部を補助いたしまして、海難事故の防止と乗組員の救急救命体制の整備を図るものでございます。今回の要望台数といたしましては、2の要望台数等に記載しておりますとおり、AISが5台、5隻、AEDが1台、1隻となっております。

事業費の内訳といたしましては、AIS等の整備費用のうち対象経費の3分の1を県の間接

補助として、3分の1を市の単独補助として、3分の1を事業者がそれぞれ負担いたします。

財源の内訳といたしましては、補助金総額83万円のうち、県と市で41万5,000円ずつを負担することとなります。本定例会において補正予算をお認めいただきましたならば、4のスケジュールに記載のとおり年度内に対象漁船にAIS等の整備を行ってまいります。

水産振興課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○志賀委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 それでは、土木課関連の一般会計補正予算についてご説明をいたします。

それでは、資料No.4、補正予算説明書の13ページ、14ページをお開き願います。

8款土木費2項2目道路維持費で14ページの右側の事業内訳にありますように、道路維持費に500万円を計上しております。

それでは、補正内容の事業内容についてご説明を申し上げますので、申しわけございませんが、資料No.5の議案資料の58ページをお開き願いたいと思います。

道路維持管理業務につきましては、市道の補修等を緊急かつ適切に対応するため、道路施設等の維持管理業務委託を行いまして、安全で円滑な道路の維持管理を遂行しようとするものであります。

主な業務内容は、下に書いてあります3つの点でございますが、市道の陥没や舗装の補修、あるいは区画線の復旧にかかる道路の維持管理業務。また、側溝路面の清掃や巡回等のパトロール業務を行うことになっております。

事業費でございますが、11月見込みで現予算の約90%に当たる2,430万円を執行しているところでございまして、今後地区の要望や緊急補修が必要になった箇所の補修を速やかに実施するため、今回500万円の補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、全て一般財源となっているところでございます。

土木課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 一般会計補正予算に係る定住促進課所管分についてご説明いたします。

資料番号4をご用意ください。

塩竈市一般会計補正予算説明書の13、14ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出予算からご説明いたします。

8款土木費6項住宅費2目復興交付金事業費の災害公営住宅集会所備品整備事業となり、270万円を計上しております。これは、今年度整備される浦戸桂島地区、寒風沢地区、朴島地区における災害公営住宅入居者と周辺区民とのコミュニティー形成の促進を図るために、活動拠点となる集会施設の供用開始に必要な備品を整備するものとなります。備品の内容といたしましては、折り畳みテーブルや椅子、カーテン等を予定しております。

次に、同じく補正予算説明書5、6ページをお開き願います。

集会所の備品整備に係る財源となります、第18款繰入金1項基金繰入金8目東日本大震災復興交付金繰入金において右の説明欄に記載してありますが、災害公営住宅集会所備品整備事業として215万9,000円を計上しております。なお、資料番号5、第4回市議会定例会議案資料59ページに浦戸地区災害公営住宅集会所備品整備事業について概要等を記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

定住促進課からは以上となりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 一般会計補正予算のうち、下水道課所管に係る部分につきましてご説明いたします。

同じく資料番号4の13ページ、14ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

8款土木費でございます。8款5項4目下水道費、補正額5,000万円。こちらにつきまして下水道事業特別会計繰出金のほうから減額するものでございます。

次に、歳入でございます。

資料戻りまして3ページ、4ページをお開き願います。

10款地方交付税になります。10款1項1目地方交付税、説明欄1行目でございます震災復興特別交付税でございますが、補正額3,195万9,000円の減額のうち、1,250万円が下水道事業特別会計分の減額でございます。

次のページ、5ページ、6ページをお開き願います。

18款繰入金でございます。18款1項8目東日本大震災復興交付金基金繰入金でございます。補正額1億34万1,000円の減額のうち、説明欄1行目でございます3,750万円が下水道事業特別会計繰出金の減額でございます。一般会計に係る下水道課所管分につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第91号平成27年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算につきまして、ご説明いたします。

初めに、資料No.5の54ページをお開き願います。

こちらの表4の復興交付金事業内訳でございます。平成27年12月補正予算計上分でございますけれども、こちらの一番下の(5)につきまして、下水道事業特別会計に係る分を記載しております。内容につきましては、復興事業費の越の浦地区下水道事業についてでございます。この事業は、既存のため池内に新しく越の浦のポンプ場を整備する事業でございます。こちらにつきまして、5,000万円を次年度以降の事業費とするため減額するものでございます。

財源の内訳につきましては、その他復興交付金基金繰入金が3,750万円、一般財源震災復興特別交付税でございますが、こちらが1,250万円となっております。

続きまして、予算書につきまして説明いたしますので、資料No.4の24ページ、25ページをお開き願います。

初めに、歳出でございます。

5款復興事業費でございます。5款1項1目復興交付金事業につきまして、5,000万円を減額するものでございます。

次に歳入でございます。

資料戻りまして前のページ、22ページ、23ページをお開き願います。

4款繰入金でございます。4款1項1目一般会計繰入金につきまして、5,000万円を減額するものでございます。

下水道事業特別会計補正予算に係る説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 商工港湾課からは、議案第96号塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定についてご説明いたします。

資料No.2の定例会議案書31ページをお開き願います。

塩釜港旅客ターミナルの指定管理者につきましては、現行の指定管理業務が平成28年3月31日までとなっておりますので、次期の指定管理者を指定するため提案するものです。施設の名称は、塩釜港旅客ターミナル(マリンゲート塩釜)となります。指定する団体は、現在の指定管理者でもあります塩釜港開発株式会社。指定の期間は平成28年4月1日から平成31年

3月31日までとなります。

続きまして、資料No.5の議案資料をご用意いたします。

71ページをお開き願います。

こちらは、塩釜港旅客ターミナル指定管理者候補者の概要となります。こちらにつきましては、後ほどご参照願います。

72ページをご参照願います。

指定管理者候補者の審査結果についてご説明いたします。

1の経過ですけれども、9月28日から本市のホームページにて募集要項等を公開し、募集を開始しております。10月5日開催の募集に関する説明会には、2事業者にご参加いただきましたが、結果として今回提案させていただいております候補者1者からの応募となっております。プレゼンテーション等による審査を行い、候補者の選定を行っております。

2の審査の方法ですけれども、審査は本市選定委員及び外部有識者によって基本的理念や維持管理の方策等16項目を5段階で、重点項目の2項目については5段階10点満点で評価し、選定委員の平均点70点以上を指定管理者候補者としての選定基準としております。

3の審査結果ですけれども、囲みに記載した内容となります。選定委員の平均点が74.25点となり、採用基準を満たす評価となっております。

審査の項目の中で評価の低かった施設情報の発信や、施設運営で重要となるイベントの企画提案の充実については、今後來年3月末までの指定管理に係る基本協定書の締結に向けて、具体的かつ効果的な対策を講じるよう指導を行っていくこととしております。こうした点も踏まえまして、選定委員会での審議の結果、全員一致で候補者選定を行っております。

下段は審査の中で出された主な意見となります。

また、73ページは審査基準項目と評価点数を取りまとめたものとなります。後ほどご参照願います。

次のページ以降につきましては、今回の指定管理者募集に係る参考資料となりますが、74ページから77ページは募集要項となります。また、78ページから81ページは塩釜港旅客ターミナル指定管理者仕様書となります。この仕様書につきましては、今後取り交わし協議を行うこととなります基本協定書の細目となり、基本的な実施の条件となるものです。

82ページ、83ページは下段に米印で記載をしておりますが、塩釜港旅客ターミナルの管理運営に関する基本協定書に基づく年度ごとの事業報告書を取りまとめたものとなります。これ

らの内容につきましても、後ほどご参照願います。

議案第96号塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定につきましては、説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○志賀委員長 ご苦労さまです。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。菅原委員。

○菅原委員 おはようございます。それでは、私から何点か質問、確認させていただきたいと思  
います。

まず、資料No.5でございますけれども、58ページの道路維持管理業務についての中で質問さ  
せていただきたいと思います。この道路管理業務につきまして、これは一応補正予算という  
ことで500万円が計上されていますけれども、その中で主な業務内容として道路の維持管理と  
いうことで陥没それから道路舗装、それから区画線の復旧ということがございますけれども、  
予算額が2,700万円ということで、これはあくまでも補正だと思わんですけれども、この内訳  
の中で主にどのような業務が行われたのかということ。それから、3月までの補正の500万円  
をどのような形で補正していくのか、使っていくのかというのを教えていただきたいと思います。

○志賀委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 道路の今回の維持管理業務の中身でございますが、先ほどちょっとご説  
明いたしました、この今回の予算の中身でございますが。基本的にはこれは道路の専門業  
者のほうに委託する経費でございます。

主な内容といたしましては、大きくは市内を定期的にパトロールしております。具体的には  
市内を東西南北に4つに区切りまして、2週間に1回はそのエリアを回るという形で道路の  
維持をしているところでございます。その中で、主に今回の予算の中で大きく使っている部  
分ということは、そのパトロールの中でやはり道路のかなり傷んでいる部分への常に舗装等  
の補修。この中で言えば一番目の舗装等の補修、陥没等の処理というのにかなりの予算を費  
やしているということでございます。

そのほかに、今出てきている中で今年度使っているものとしたしましては、横断のグレーチ  
ングが最近よく傷んできておりまして、緊急性のあるものについては、横断グレーチングな  
どもその維持の中で補修をしていただくという形での作業を行っているところでございま

あと、今後の500万円の執行でございますが、9月の補正予算の500万円をお認めいただきま

したが、それ以降も地区のほうから緊急的に整備してほしいという要望がかなり出されてお  
りまして、できるだけ速やかにそれらに対応するため、そちらのほうに予算を振り分けてい  
きたいと考えておりまして、今回予算をお願いしたという次第でございます。よろしくお願  
いいたします。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。質問させていただいた理由としましては、陥没とか、道路  
には必ず亀裂が走ったり、さまざまな道路の管理が必要だと思うんですけれども、500万円で  
足りるのかという部分が私もあったわけでございます。その予算に対してどういった、この  
陥没に関してもどれだけの費用というのは私には見えませんが、大体、それはいろい  
ろさまざまに価格は変わってくると思うんですけれども……そういうことで、足りないの  
ではないかなという部分が私の提案でございます。ありがとうございます。

あと、その隣の59ページ、浦戸の公営住宅の集会所の備品整備についてお聞きしたいと思  
います。桂島、それから寒風沢、朴島ということで3カ所の集会所の中で備品等が使われると  
いうことでここで補正されていると思うんですけれども、この業務内容の中で折りテーブル、  
それから座卓、それから折り畳み椅子、ホワイトボード、カーテンということで3カ所です  
と約100万円近く、100万円までは行かないんですけれども、100万円くらい備品として整備さ  
れたということなんですけれども、1カ所で大体100万円くらいの備品というのはこれだけ。  
そのほかにも「等」ということで書いてありますけれども、こういった形でこの価格が使わ  
れたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 お答えいたします。このほかにホワイトボードや椅子を収納する  
ための台車、扇風機や暖房機などを整備する予定でございます。以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。さまざまの集会所にはいろいろな設備が必要だと思います  
けれども、みんなが使えるものであれば、この800万円近くの価格というのは妥当だと思うん  
ですけれども、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、旅客ターミナルの指定管理者について、資料No.5の79ページでございます。79ページ  
の管理仕様書という部分で次の78、79ページになりますけれども、その中で6番目に指定期  
間ということで書いてありました。平成28年度4月1日から平成31年3月31日までの3カ年と

なるということでございます。この3年間というのは、どういった決め方というのは私はまだわかりませんが、その運営に当たっては、この3年間で思い切った政策、集客するために使える、またいろいろな集客をするための政策ができないのではないかなという部分があるんですけども、そこをお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 マリンゲート塩釜の指定管理につきましては、平成18年から実施をしてきております。今回で4回目という形になりますけれども、基本的には3年単位で指定管理を行ってきているという形になります。当初は、3年の期間の中で成果を上げていくという部分で、委員がおっしゃるようになかなか3年で思い切った事業展開というのはどうなのかという部分については、我々としても課題として捉えております。

一方で、今現在マリンゲート周辺については、周辺の整備等も行われますので、それにあわせていろいろな環境も変わってくるという状況もございます。そういったこともありますので、今回、次期の期間についてはこれまで同様3年という形で指定をさせていただいたということになります。

ただ、次回、5回目以降については、場合によってはもう少し年数をふやすといったようなことも考えていきたいと思っております。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。3年というのは本当にあつという間で1つの政策を打ち出すのにいろいろな問題も解決しながら、あとはテナントさんの問題も踏まえていくと、やはり3年間というのはあつという間の時間単位かなという部分がありましたので、お聞きいたしました。

あと、同じページの業務内容についてお伺いしたいと思います。企画運営に関することですが、積極的に誘致を図るとともに、施設運営への効率を高め、地域のシンボルとなる観光拠点として、特色ある施設運営に努めること。ということで書いてありました。ロの部分でございますけれども施設のイメージアップ、館内案内の充実、各種イベントの積極開催とあるが、どのような提案をしてきたのか、ここで伺いしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 基本的には、同じ資料、資料No.5の82ページにこれまで塩釜港開発株式会社が実施してきた指定管理期間中のイベント等を一覧に記載しております。

これらのイベント等については今後とも継続して、さらに充実させていきたいというふうな考え方で内容を示されております。

また、館内の施設につきましては、できれば新しい指定管理の期間内にレイアウトの変更とかそういったものをやりながらリニューアルを図って、来客した方々に新しくなったという形のイメージアップを図っていきたいというそういった提案をいただいております。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。昨年の事業成績を見ますと、市の事業としての共催が多いようにお見受けいたしますけれども、独自のノウハウを生かしてきたのか、その確認をしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 基本的には、マリゲート塩釜の管理運営については、今現在の指定管理者が設立当初からずっと取り組んできたという状況がございますので、その蓄積した内容を、経験を生かしながらさまざまなイベントに取り組んできたという中身になります。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 最後になりますけれども、塩釜港開発株式会社の賑わいを創出するというノウハウを、そういう工夫について能力をどのように評価しているのか具体的にお話しして、最後の質問にさせていただきます。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 今回の現行の指定管理期間中において、こちらのほうの82ページの資料にもありますとおり、基本的にはさまざまなイベント等について震災前の水準よりも多い取り組みをなされているという状況がございます。それから、マリゲートの入館者についても震災においてかなり落ち込むわけなんですけれども、入館者についてもおおむね震災前の水準まで至ることができたという状況があります。その一例として、こちらのほうに3月に冬の七夕というイベントをやっているんですけれども、これは首都圏からお客さんをお呼び込むというようなツアー会社と組んだような取り組みという形になりますけれども、こういった取り組みについてさらに拡大をしていきたいという提案をされておりますので、そうした点を一方では評価をさせていただきます。

ただ、資料の72ページにも記載しておりますけれども、審査の中で一方でマリゲートにか

かわる賑わいの創出というのは、もっと取り組んでほしいという期待感がございしますので、審査結果の囲みの中にイベントの企画提案、そういったものの充実については、さらにもっと踏み込んだものを提案させていただきたいということを各委員からも要請がされておりますので、この辺についてはさらに3月までの期間の中で、もっと具体的に内容を整理していただくように指導していくというふうに考えております。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。やはり塩竈市としての観光拠点でございしますので、本当に地域の皆さんもマリゲートについては大変明るい、また賑わいのある塩竈ということでマリゲートを見ておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○志賀委員長 ほかに質問ございせんか。曾我委員。

○曾我委員 浦戸の集会所の件で、この条例はそれで構わないのですが、関連して聞いておきたいなと思っていることがあります。前に桂島で集会所をつくってほしいということがありまして、なかなか維持管理が大変だということで、県の待合室を集会的な活用もできることで整備した経過がございします。ところが津波で待合所が壊れまして、今修繕されていますが、要はこの島によって、朴島の場合は、もともとあったところが今度建てかえられる、住宅の中につくられて、それは住民と一体で活用はできると思うんです。ところが桂島はどうなんだとか、寒風沢はその地域の一体的な活用ができるんだろうかとか、そういった今後の活用とか、あるいはその維持管理するのでも、市が維持管理の責任を持つのかどうかわかりませんが、市内の場合は割と自治会に指定管理者として指定してもらっていて、その辺の今後の取り組みについていろいろ検討されていることがあれば、聞いておきたいなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 災害公営住宅内の集会所につきましては、当然入居者からの要望、区の方の意見等を踏まえまして建設してきた経過がございします。既に供用を開始しております野々島地区におきましては、区のほうと管理協定を結ばせていただきまして、まず区が集会所を管理していただく、それであと入居者とコミュニティーを図っていただきます。ただ、区で管理するといいましても、災害公営住宅の入居者の方が集会所の最寄りになりますので、鍵の管理とか掃除とかについては、積極的に入居者が中心となってやっていただけるように

お話し合いがついております。あと、朴島についてもほぼお話がまとまっておりまして、来年早々に協定書を結びまして、同様の管理を行っていただくことになっております。

続いて、寒風沢や桂島につきましても、区長さんと情報交換をしておるところでございまして、今のところ区で管理していただけるのではないかと市では考えております。以上でございます。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。よろしく願いいたします。

それから、塩釜港旅客ターミナルの関係ですが、資料No.5の、先ほど見ましたそれぞれの事務所の活用を見ますと、事務所とかそれからそのテナントとかという関係でいきますと、やはりテナントとかのところやはり、82ページですね、テナントの入居状況、これは先ほど言われておりますように観光客がぜひ集う場所ということも意見として出ました、私も全くそのとおりだと思うんですが、要するに事務所は事務所でふえておりますけれども、問題はこの物販、飲食関係がやはり少なくなっていることが問題だと思っています。結構前のマリゲートの飲食店が、例えば観光情報誌とか何かいろいろなもので知らせているんですが、最近それを持ってきてももう上の飲食店が閉まっているとか、ラーメン屋さんとかちょっとしかないとか、やはり早くこのところをやはりどう活用するかということなのではないかと思っています。先ほど説明もいただきましたが、今回の指定は指定として、ぜひその指定を受けている管理をされる方々も同じ気持ちだと思うんですが、がんばっていただきたいということだけ申し上げておきます。以上です。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 まず、日頃産業振興並びに災害復旧事業に対して市長以下職員が日夜やっておられる姿に敬意を表したいと思います。寒くなりますので、健康には十分留意されて邁進されますことを希望いたします。

私から大きいところで2点お尋ねします。先ほど来、菅原委員、曾我委員がいろいろ質問されておりますけれども、いわゆる旅客ターミナル指定管理者ですが、今回残念ながら1者ということになってしまったわけでございます。なかなかやはり過去3期やっている実績のある会社に抗するという事は、なかなか難しいのかなということで、まあ結果になったんですけれども。

それはそれとして、1つは今資料No.5の73ページにありますように、絶対評価だと思います

けれども、評価の中で例えば施設利用者に対する施設情報の発信が2.75、それからテナントの誘致対策が3.50、それから下の管理でも3と。行政側が主に評価者なわけで、ひいき目に見て3.0というのは、実態は恐らく2ないし1ではないかなと思うわけです。そうした場合、観光の拠点施設と位置づけられているわけですから、企業としてやはりまずはCS、顧客満足度なり、あるいは情報発信というものを徹底して行う、そしてテナントの誘致対策に努めるというのは、これは企業本来のまずやらなければならない大きな使命だと思うんですけども、その辺はどうですか。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 その辺については、ホームページでありますとか、あるいはパンフレット、そういったものをつくりながら取り組んでいるという状況はあるんですけども、ただ、その内容そのものがなかなか要するに別にこれまでの前例踏襲という形の中で目新しさみたいな部分が欠けてきているという課題があります。審査の中でもそういった点がちょっと評価の中に出てきて、72ページの主な意見のちょうど2番目のほうにまとめさせていただいていますけれども、施設利用者に対する情報発信について、ホームページ等インターネットを利用しているが、新しいものが感じられないと。メディアや雑誌を活用し話題を積極的に提供していかなければならないという形が出ています。

あるいは、来年オープン20周年を迎えるので、そういった機会を捉えて、何もお金をかけなくてももう少しマスコミに注目してもらえるようなそういった企画をしながらイベントに取り組んでいく、あるいはマスコミを呼ぶような仕掛けをつくっていくというそういったことを要請の中では出てきているという形になります。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 この評価の中にありますように、3階テナントスペースへの入居を見込んでいることが1つの高評価というご意見がございますけれども、後ほど資料要求として（「今してください」の声あり）では、今委員長の許可を得ましたので、どのような事業計画書が塩釜港開発株式会社から出されたのか、これを資料要求させていただきます。

○志賀委員長 ただいま、山本委員から資料要求がありましたので、その資料について当局では提出可能ですか。内形副市長。

○内形副市長 ただいま山本委員よりマリゲート、いわゆる塩釜港開発株式会社、マリゲートの指定管理費に当たっての計画の要求がございました。この資料76ページの応募方法の中

に提出書類②で事業計画書様式2がございます。これでよろしければ、これを提出させていただきたいと思います。

○志賀委員長 一応提出できるということなので、お諮りしたいと思います。

ただいまの資料要求、当局に提出を求めることについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、資料を要求することに決定いたしました。なお、資料が提出されるまでの間、それ以外の議案について質疑をなさるようお願いいたします。

山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

塩釜港開発株式会社について、また若干質問させていただきますけれども、市営汽船乗り場側の建物の一部沈下していますけれども、施設の維持補修等についての責任分担はどうなっているんですか。あれは塩釜港開発株式会社がやるのか、指定管理者がやるのか、それとも市がやるのか。まさか震災遺構としてそのまま放置しているわけではないのでしょうかけれども、やはりお客さんを迎えるに当たって「あれ、まだ直っていないんだね」なんて言われなようにするためには、それは計画はどうなっていますか。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 マリンゲートの施設そのものは、塩竈市の所有という形になります。大規模な改修については本市が負担するというので、これまでも災害復旧等大規模な事業について市のほうの負担のもとに取り組んできております。先ほどの多分東側の駐車場とかそういったところが沈下している部分の対応という形になりますけれども、こちらにつきましては、今後は津波復興拠点の整備事業の中で建物とかの建築等も予定されておりますので、その中で駐車場のかさ上げとかそういった部分を実施していくということになります。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。早急に復旧されることをご期待申し上げます。

それから、資料No.5の74ページにあります1の米印で今後施設の増設、括弧書きで予定されておりますと。これは具体的にどういったような施設なのか教えてください。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 基本的には、東側の場所に津波復興拠点の施設というこ

とで、建物の建築を予定しております。それと、基本的には敷地がマリゲートと一体になっておりますので、マリゲートの増築という形になりますので、その建物を指しているというふうなことになります。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 私が聞いているのは、この施設はどのような目的で、どういったような機能の施設ですかと聞いているんです。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 基本的には、マリゲートと一体となって利用を供用していくという形になりますので、基本的にはマリゲートのほうの供用目的と同じになります。（「もうちょっと具体的に答えてもらえませんか」の声あり）

○志賀委員長 荒井震災復興推進局長。

○荒井震災復興推進局長 今お話ありました港町の防災拠点施設と東側という今、産業環境部からのお話ですので、所管は震災復興推進局になります。

こちらの施設は、津波あるいは悪天候時の災害時発生したときの一時避難場所ということで、鉄骨2階建てですが、1階はピロティ、2階が避難施設というふうにしてございます。建物延べ床のうち、実際は約600平米というのが2階の面積になっておりまして、そちらの一時避難場所のスペースとしては180人余り、約300ちょっとの平米数を一時避難場所として建てるものです。目的は今お話ししたとおりなんですけど、ただこれは震災発生時、あるいは災害発生時の活用ということの一時避難、津波からの一時避難、さらには悪天候時、例えば台風、高潮あるいは波浪といった場合の浦戸の方々が帰宅困難というケースも想定されますので、そういった方々の一時避難場所ということも想定してございます。これがいわゆる通常時ではなくて、災害発生時と。

ただ、問題は、その通常時というのがかなり大きな期間が考えられますので、マリゲートのほうに隣接されるということも想定いたしまして、通常時は例えば会議室であるとか、そういったところの利用も考えた上で併設を今進めている、計画を立てているという施設でございます。以上です。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 私はまだ理解できておりません。つまり、マリゲートの施設の増設なのか、それとも避難を要するときの避難所としての施設整備なのか。どちらが本来的な目的を持った施

設ですかと聞いているんです。

それで、あくまでもマリゲートの施設を増設するんです。その機能を一部津波が発生したときに浦戸の方々などを中心として避難させるような機能を持たせますというのか、あくまでも津波避難施設として建設するんだと、ただし管理については、塩釜港開発株式会社に指定管理者としてこれを管理させるんだと。どちらに基点を置くかでもって全然違ってきますので、よく説明してください。

○志賀委員長 荒井震災復興推進局長。

○荒井震災復興推進局長 管理については、後ほどご説明いたしますけれども、そもそも今のマリゲートの東側に隣接する防災拠点施設、これは復興交付金事業としての基幹事業として整備するものです。したがって、今お話がありましたようにあくまでも災害発生時、それらの一時避難施設だと、避難場所であるというのが一番の大きな施設になってございます。位置づけとしては津波避難施設と。津波防災拠点施設という位置づけでございまして、あくまでもこれは防災拠点ですから、今お話ししたように災害発生時の住民の命をまず第一に守るということを目的にしました施設であるということをお話し申し上げさせていただきます。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 この件につきましては、さきの6月定例会で曾我委員が質問されているので、大体はわかっています。つまり、あくまでも避難施設なんです。つまり、避難施設としての公の施設なわけですね。そうした場合、簡単に隣接するから塩釜港開発株式会社に指定管理者として指定するというふうにはならないと思うんです。といいますのは、当然これは復興庁の予算が入っているわけですから当然、補助金適正化法第17条、つまり目的外使用とはなりませんか。それを聞きます。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 お答えさせていただきます。

この施設の目的あるいはそういった整備費につきましては、今担当の荒井局長から説明したとおりでございますけれども、塩釜港旅客ターミナル条例の設置第2条におきまして、塩釜港旅客ターミナルというものは塩釜港を発着する旅客航路利用者の利便を図り、海に親しみながら交流できる空間を提供するとともに、地場産業の振興及び地域の活性化に寄与するため設置するとされておきまして、条例の管理上、こちらの目的にのっとった形で管理できる

だろうという前提で、今のところそういった指定管理をあわせて行っていただくと考えておるところでございます。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 その隣接されます津波防災拠点施設につきましては、機能等につきましては担当部長あるいは担当係からお話ししたとおりでございます。しかし、維持管理あるいは指定管理につきましては、どこに今、させますという方針は決まっておきませんので、いずれ施設が設置されて、それが直営ではなくて指定管理あるいは委託するというような状況になりましたら、議会と相談をしながら決定してまいりたいと思っております。今のところは白紙でございますので、よろしく申し上げます。

また、先ほど資料の要求がございましたものにつきましては、調整できておりますので、いつでもご配付させていただきたいと思っております。以上であります。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。皆さん、行政実務者ですので、当然ご承知かと思えますけれども、指定管理になじむ公の施設となじまない公の施設があるということは当然おわかりだと思います。私は、市民の生命を守るのは、これは設置者である市の直接的な責任であって、指定管理になじむものではないと考えています。確かに、施設の経済効率を考えれば、それは何もないとき平時は広く開放してやるというのが効率的な施設の利用かもしれません。したがって、私は基本的には了としますけれども、つきましては先ほど申し上げましたように補助金適正化法という法律がございますので、復興庁、関係省庁機関と協議する際にその辺のところも十分話し合いをしながら、より効率的な施設管理ができればと考えております。

ただ、私は有事、つまり災害時はこれは市の責任であるということだけ最後に申し述べさせていただきます。（「資料がここで出てきたので、資料をお手元に配付したいと思います」

「説明してもらえませんか」の声あり）

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 ただいまお配りさせていただきました資料は、資料No.5の76ページにあります応募方法の（1）提出よりの②にあります事業計画書になります。こちらは3カ年の会社側で考える内容を取りまとめたものという形になります。審査に当たりますとは、こちらのほうに項目立てしております。例えば、1番の旅客ターミナ

ル管理運営の方針。それから2番目の利用者への公平なサービスの提供。それから3番目となります4ページの効率的な管理運営。それから、5番目の安定した運営体制。それから7ページの賑わい創出への取り組みという形になりますけれども、これらの中身につきましては、73ページの評価項目に区分がありますけれども、旅客ターミナルの管理運営方針から最後、8ページの6番の人員体制、経営能力といった項目までの6つの項目と対比する中身となっております。それぞれの項目の記載内容について、審査項目の1番から18番まである項目の内容を評価しながら審査をさせていただいたという形になります。以上となります。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。今、拝見させていただきましたけれども、これがこのとおり実行されればいいのかと。10月末で終わりました2015「みなと塩竈・ゆめ博」、これにつきましてもオープニングでは8万6,000人、そのうち仙台圏から大体70から80%くらい来ているということで大変好評を博したということ。それから観光客の入れ込み数ですけれども、震災前の2010年の60万7,860人からことしの10月1日現在では66万人、108%だったということで、塩竈の観光PRには大変大きな実績が出てきているということでもありますので、その拠点施設であるマリゲートにおきましても、さらなる営業活動をして、お客様が来客されますようさらに努力していただきたいと思います。今、忘年会シーズンでありますので、どうか役所、それから会社を回って忘年会のPR、啓蒙、そういったものに努めていただきたいんですけれども、私にはまだ来ていないんですけれども、そういったことでよろしく願います。

続きまして、再開発に移らせていただきます。資料No.4の13から14ページ、復興交付金事業についてですけれども、補助金3,500万円減額補正、それから150万円の減額補正となっておりますけれども、組合施行としてこれまで進められておって、聞くところによりますと百数十回の会議を重ねてきておるとのこと。また、フェイスブックなどでもその辺のニュアンスというか、真剣に取り組んでいるんだということもうかがい知ることができます。ただ、議会という立場でなかなかその辺のところの流れ、今どうなっているんだろうと。確かに権利変換方式でありますので、個人の財産にかかわることですから、なかなか情報として個人情報ですから出しづらいという部分はありますけれども、ただ現在どういったような流れになっているのか。先ごろ、某薬局店さんが撤退というとおかしいですけれども、辞めたとい

うこともありますし、どうなっているんだろうなといったことがありますので、簡単にで結構ですから経過、今現状どうなっているのか、まずはそこだけお聞かせください。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進局復興推進課長 組合施行で今再開発事業が行われているところでございます。

山本委員ご質問のとおり毎週水曜日に準備組合のときから理事会を開催しておりまして、百数十回に及ぶ会議を続けているという状況でございます。今、6月、7月のころから実際のいろいろ委託業務の発注業務を進めておりまして、ほぼ年内には終わる部分と設計業務のほうの一部2月にかかわる部分がございます、今それを進めているという状況でございます。

それと、権利変換の部分につきましては、今地権者のほうといろいろお話を進めている状況で、59名の地権者のうち、現在1度面談が終わっている方が46名。78名の方と権利変換に向けてのいろいろお話を進めているという状況でございます、実施設計、その具体的な金額が出てまいりませんと、具体的な金額というものが権利者の方にお示しできないということで、まだ詳細が煮詰まっていない状況でございますけれども、2月のその実績が上がってくるのを目指しまして、今組合の中では数字を詰めていくという状況でございます。現状はそのような状況でございます。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 年度内に事業着工というわけですけれども、私というよりも議会として全体、1区から2区、3区かけてどういったような……構想は一応イメージ図としては資料としていただいていますけれども、具体的にどうなっているのでしょうか。例えば、今回なぜホテルが撤退したのかと。それによっては当然事業計画内容も変わってくるわけですね。その辺のなぜホテル構想を断念したのかということが1つ。

それから、マンション、聞けば161床ということですか、（「60戸」の声あり）済みません、約60戸ということですが、その辺の構想がどうなっているのか。予定販売価格、あとはターゲットはどこへ絞っているのか。それがいわゆる人口増にどうつながっていくのか。また、それを人口増につなげるための魅力あるマンションとしてどういったようなことを考えているのかということもわからない。それから、個店ですね、お店にしても現在いらっしゃる方といたらわかるけれども、それだけでいいのだろうか、あとほかに何か考えていることはないのかということもわからない。それから、公共駐車場についても一応権利変換ですので、組合施行で建設するにしても将来的には市の所有になって管理するわけですがけれど

も、今半径500メートルというのを駐車場、コインパーキングというのが非常に多くなってきていると。今後店を閉めた、あるいは空き家になったところの資産活用として更地にして、民間のコインパーキング業者に管理を委託し、月々の賃料をいただくという方がふえてくると思うんです。そうした場合に、何層になるかわかりませんが、立体駐車場を利用する方がいるのかどうなのかということ。そして当然、前の持っていた市の公共施設のように収支はどうなるのか。要するに赤字が常態化するのではないかなということも心配。その辺の公共駐車場の収支計画はどうなっているのかもわからない。だから、再開発組合さんがやっているからなかなかそれは出せないんだよというのはわかりますけれども、議会としてこのように予算を審議し、採決している以上は、議会としての責任というのが当然あるわけです。議会は議会で黙って予算だけ認めるというのではないと思うんです。ないと思います。万、万、万が一、一部に当然そのリスクが現実化した場合については、当然議会の責任が問われますよ。「何を審議していたのや、あなたたちは」ということですよ。そういう意味において、まず、100%とにかく教えてくれというのではないけれども、やはり議会は議会としてやはりまちづくりに対しても責任があるわけです。ですから、本会議で志賀委員長が特別委員会を提案したのもそこにあると思うんです。でも、まず私は委員会で審議すべきだということで今話をしているわけです。その辺、曖昧模糊と言いますけれども、何かわからない中で予算審議をして採決に臨んでいるという状況は、果たして議会としてどうなんだろうかという、私は本当に素朴な疑問なんです。以上です。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 山本委員さんのお話、十分我々当局として意を固めておるところであります。まず、この事業そのものは組合が今進めておるところでございますので、我々としてではどこまで出せる状況かという部分については、なかなか判断つきかねるところもありますし、出せる状況ではない状況もあると。特に、公共駐車場につきましては、もちろんおっしゃるとおり回転率とか等々やって、収支計画もきちんと議会で説明しながら権利変換の部分についてはご同意いただいていくという、そういう準備を我々はしておりますけれども、いかんせん全体事業が固まっていないということがございますので、今議会にお諮りするような状況にはないというところでございます。

いずれにしても、我々としては常に議会があって初めて予算がつくわけですので、我々としてはそういった部分では常々努力してまいりたいと思っております。その辺、どうぞご理解

を賜りながら我々、議会に相談できるような状況になりましたら、つぶさに相談してまいりますし、きょう提案しておるのは、全体の設計そのものの予算を認めていただいて、そして今、ホテル構想が事業費圧縮のためにホテルの建設を今、次の機会に回そうということで事業費を圧縮したために設計費がその分経費がかからなくなったということでお認めを、今補正予算を上げているところでございますので、いずれにしても常々機会を見ながら当委員会のほうに報告をしながら、ご提案等を賜ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 私はちょっと今の説明では納得はできないわけですがけれども、繰り返しになりますけれども、議会としてももちろん知り得る範囲でいいわけですがけれども、さっぱり審議するに当たっての判断材料、資料というのは当然これは議会のやらなければいけないことで、これは議会基本条例にも明確に打ち出されております。それが1つ、それが基本です。

やはり議会としては、その知る中でより事業が進捗するように、また、事業が若干停滞している部分があればそれは現在の制度の中で、もし議会として運動あるいは要望活動できる部分があれば、議会としてそれはきちんと関係各省庁に物申すというふうな立場ですので、ぜひ使っていただきたい。聞くところによりますと、なかなか議会が入っていくとごちゃごちゃ紛糾するからだめだとかというように聞きますけれども、私たちはあくまでも市民の側からもどうなんだろうということも言われておりますし、それに対して「いや、どうなんだかわからない」、これでは済まない。私がこういう発言をする背景には、やはり本町商店街、本町再開発のことを一つの教訓として生かすべきではないのかなと私は考えています。

市街地再開発の成功するポイントというのは、1つはもちろん地権者の強い結束力です。これはあるようです。次は、やはりその周辺の商店街の理解。そして、広く市民に十分理解し支援してもらい、これが市街地再開発の成功する鍵だということを私は考えております。再開発組合の施行だからこれはちょっと議会は関与できない、関知できないというのであれば、市民的な理解というものが十分ない中で事業が進んでいってしまうという懸念があるのかなということを私は思っておるところであります。

ということですので、何か時期が来たならばということですがけれども、決して時期を失することのないように、時宜を得た情報提供というものを示していただきたいなということを要望して終わります。以上です。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、山本議員からいろいろまちづくりにつきましてご懸念をいただきました。心から感謝申し上げます。改選前にも今塩釜地区で新たなまちづくりということで取り組んでおります、海岸通1、2番地区、そして北浜地区の土地区画整理、さらには藤倉地区の土地区画整理につきましては、前の議員の皆様方には折に触れまして資料を提出させていただきながら、今こういった方向で進んでおりますということについては、資料ともどもご説明をさせていただいてまいったところであります。

今、改めて山本議員から、例えばなぜホテルが中断というか、今の第1期工事からは見送りをするようなことになったのかというご質問でありました。このことにつきましても、実は再開発組合あるいは我々も中に入りまして、今全国でホテル業を展開している各企業の方々にアンケートをお願いさせていただきました。たしか五、六十社、アンケートを出させていただいたと記憶をいたしておりますが、中身は敷地面積でありますとか、あるいはどういった階層のものが建てられる、いわゆる都市計画上の容積率の話であります。そういったことを明らかにさせていただきながら、アンケートをさせていただいたところであります。ただ、結果は大変厳しい状況でありました。ほぼ関心を示された方々が、わずか1者か2者くらいという状況でありましたし、それらの方々についても再開発組合のほうでいろいろ説明をさせていただきましたが、なかなか積極的に海岸通2番地区に進出をとるところまで残念ながら至っていないという状況でありました。

したがいまして、断念ということではなくて、今再開発組合の方々の意識は第1期工事からはホテル等の建設については見送らせていただき、今後の立地の状況あるいはまちづくりの状況、また改めて発信をさせていただきながら、引き続きホテルの可能性については検討させていただくという中身でありました。

また、公共駐車場であります。ご懸念の採算性ということについてでありましたが、実は一般会計に繰り入れをし、一般会計の中での処理という形にさせていただいて、たしか解体前の最終年度には若干黒字を計上させていただき、一般会計に繰り出しできるような状況にまでなったという記憶をいたしております。

今後につきましては、やはり駐車場の下の目的は、まちづくりであそこに会社なり店舗なりを開設される皆様方のお客様の利便性向上というのが第1点目であります。また、2点目としては、60戸くらいの整備を予定されております、マンションの方々の駐車場等にも利活用

いただけるのではないかとというようなことが今の目標であります、これからの取り組みにつきましてもそういったことをしっかりと確認をさせていただきながら、あわせて今ご質問をいただきました、しからば保留床を借りる方々がどういった事業の方々にどれくらいおられるのか、といったようなことを我々行政も再開発組合の方々と一体となって、当然これは我々のまちづくりでもあります、そういったことでありますので、一体となって取り組みをさせていただきながら、新たな提案なり新たな取り組みをさせていただく際には、議会にもそういった中身をつぶさにご説明をさせていただき、ともにご協力を賜れば大変幸いかと思っております。しっかり頑張ります。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。今市長のご回答の中で我々のまちづくりというようなことをおっしゃいました。私はまさにまちづくりが成功するか否かは我々のまちづくりなんだという意識、これを市民一人一人が持つということが成功の鍵だと思っております。私も職員時代、ほぼ毎日いわゆる闇市に通いました。これは市民の皆さんもやはり闇市、闇市ということで愛されたわけです。その区画であります。我々も議会として我々のまちづくりという意識でもって今後かかわらせていただきますので、当局におかれましてはよろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。以上です。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。資料No.5、議案第96号、71ページに関してご質問させていただきます。

これまで各委員の皆様からのご質疑がありましたけれども、ご回答を聞いて疑問に感じたところがありますので教えてほしいんですが、同じ資料の71ページを見ると、塩竈市と県がマリゲート塩釜の大株主となっているということで、そこで塩釜港開発株式会社の設立目的としてマリゲート塩釜を建設し、その運営に当たるとありますので、議案第96号の指定管理者として選定されるということは私も理解ができます。

しかし、同社の設立目的として地域開発に係る企画、調査等の研究事業を行うとなっているんですけれども、そこでこれまで研究成果品をどのようなものが出てきているのかというのを教えていただきたいと思います。私も勉強不足なところがございましてその研究などの成果というものがどういうものがあるかというのをまだ聞いたこと、見たことがありませんのでよろしく願いいたします。

また、塩釜港開発の株主として同社の経営力や人的経営資源についてどのように見ているのかということ再度ご確認ください。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 地域開発に係る企画調査等の研究事業につきましては、昨今という分については余り具体的な事例というのはなかったかと思えます。もともとマリゲート塩釜を建設するに当たって、その際に検討した経過とかそういった部分についてはあったかと思えますけれども、その辺はちょっと確認させていただきましてからご回答させていただければなと思えます。

私どもとしては、今現在マリゲート塩釜の管理運営については指定管理者のほうを十分担っていただいているということで評価をしております。

一方で、こうした地域開発に係る企画とか調査、そういった分野の仕事について期待した部分があるんですけども、なかなかこちらまでは手が回っていないというのが状況かと思えます。今後、少しでも会社のほうの経営等の改善が図られながらこうした分野の仕事にも一つ一つ着実に成果が上がってくるといった部分を期待させていただいております。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。設立目的というところにしっかりと書いてあるところがございますので、今言ったとおりしっかりと……もちろん観光客を呼び込むということも大切なことですが、このように地域に携わって行う施設でございますので、今一度その部分をしっかりと一人一人考えながら行っていただきたいと思えますし、先ほども東側の部分を開発してということで、震災で浦戸諸島の皆様が帰れないときの宿泊施設などにもするという話もございましたし、その部分で使用していないときには会議室などにも検討するとありますが、ここ近年の成果を見ると会議室の利用料も減ってきているのが現状でございますので、部屋が減ってきているということもあるけれども、使用していない部分にまた会議室をつくるとなれば、部屋はあるのにまたつくるとことで多分もったいない部分がございますので、そういったところもしっかりと会議室以外にもより一層活用できるようなこともですし、各企業にこういう箱があるからもしよければ使ってくれという方向で、なるべくコストを開けておかないようにしていただきたいなと思えますので、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○志賀委員長 ほかに、ご質問、ご発言はありませんか。今野委員。

○今野委員 他の委員の皆さんが質問され、そしてるご説明をいただいたので、ほぼ理解できるところであります、1つだけ教えていただきたいのは、議案第90号の資料で防潮堤復旧事業（朴島に伴う埋蔵文化財発掘調査について）とありますが……これは違うのね、総教なのね、はい、わかりました。

では特にありません、以上です。

○志賀委員長 私のほうからはちょっと1つ、駐車場の件なんですけれども、これについては私も改選前に多分質問しています。というのは、採算性はどうなんですかと。120台分の駐車場をつくって60戸分のマンションの方に60台分は使ってもらって残りを駐車場として使うと。その採算性はどうなんですかということをお聞きしたわけなんですけれども、これから検討することなんです、建物をつくって発注してから採算性を検討したのでは遅いので、やはりつくる前に設計段階からその採算性というものをやはりきちんと頭に入れてやっていかないと、結局は民間企業というのはそこからはじいて仕事tやるかやらないかを定めるわけです。採算合わなければこれはできないと。だけれども、やはりそのところをちゃんとしていかないと。工事を発注する前、設計する前にそのところをきちんとしていかないと事業としてまた成り立たなくなりますので、確かに前に壊した駐車場は最後のほうは黒字転換はしたようですけれども、それまではずっと累積赤字を抱えてやっていたわけですよ。だからやはりそういう轍を踏まないように、ぜひとも早目にその辺の採算性というものはじていただいて、事業に着手していくということを検討いただけないかなと。決まってから検討したのでは遅いんです。はい。やり直しがききませんから。それが民間と役所の違いです。ぜひ、お願いします。

はい、佐藤市長。

○佐藤市長 委員長のほうから行政も経営的な視点で、ということについては、我々もしっかりと受けとめてまいりたいと思ってございます。ただ、先ほど来、再三議論させていただいております1、2番地区のこれからのまちづくりというものの方向性を我々も一緒に取り組みます。ただその中でどういう店舗が進出し、あるいはビジネス等のほうにどういったものが入るかといったようなことも今組合の方々がいろいろ議論されているようであります。そういったことを踏まえながら我々も、委員長から話がありました採算性ということを十分意識しながら、今後計画をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○志賀委員長 そのように委員会に情報の提供をよろしくお願ひしたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 34 分 休憩

---

午前 11 時 35 分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第83号、第90号、第91号及び第96号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志賀委員長 挙手全員であります。よって、議案第83号、第90号、第91号及び第96号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 37 分 休憩

---

午前 11 時 40 分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員提出議案第11号を議題といたします。

議員提出議案提出者に説明を求めます。阿部かほる議員。

○阿部議員 それでは、議員提出議案第11号につきまして、ご説明をさせていただきます。

産業建設常任委員会の委員の皆様におかれましては、ご審議大変お疲れさまでございました。ただいま議案に供されました議員提出議案第11号について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

去る12月8日の本会議場において提案理由をご説明いたしました。その内容を補足する形でご説明申し上げます。

議員提出議案第11号「塩竈の地酒等地域資源を生かした食文化の振興に関する条例」につきましては、第1条に記載のとおり市民の食習慣として生活に深く溶け込み、発展を続けてき

ている塩竈の地酒等地域資源を生かした食文化、すなわち「塩竈の食」の振興について、市民の皆様、関連事業者及び市の役割を明らかにすることにより本市の地域経済の発展に寄与することを目的とするものとしております。

第2条では、「塩竈の食」の具体的な内容を定め、第3条には、市民は「塩竈の食」について理解と関心を深めるとともに、「塩竈の食」を食し、用いるなど、その普及に協力するものとしております。

第4条、第5条ではそれぞれ関連事業者、市の役割を定めており、第6条では、関連事業者及び市は会食を伴う会合等において塩竈の地酒による乾杯及びその他の「塩竈の食」の利用及び普及を奨励するものとし、第7条では、関連事業者及び市は「塩竈の食」に関する情報の発信に努めるものと規定しております。

市議会では、塩竈の地酒等地域資源を生かした食文化である「塩竈の食」の振興により本市の地域経済に発展につなげるべく議論を重ねてまいりました。

このたび、議員各位のご協力のもと、この条例案が取りまとめられましたものであります。

皆様方のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○志賀委員長 これより質疑を行います。今野委員。

○今野委員 今、議員提案による条例の説明がありましたが、「以下塩竈の食」というところから始まって、「塩竈の食」という文言がずっと各条項についてくるわけですが、これは「食」というより「食材」ではないでしょうか。そこのところ、文言のところが気になりました。以上です。

○志賀委員長 提案者の方はいかがですか。阿部議員。

○阿部議員 食材となりますと、材料というか水産物とかいろいろそういうものがありますけれども、やはり食するということ、酒のさかなという意味合いのものも含まれておりまして、やはりこれは「塩竈の食」としてここに定義させていただいたものであります。以上です。

○志賀委員長 今野委員。

○今野委員 塩竈の地酒と地域資源を生かした食文化の振興ですから、これについての条例ですので、趣旨については特に異論はありませんし、この条例そのものがこれからの塩竈の経済発展等につながっていくんであろうということを考えるとき、これはぜひ必要なことではあるという認識はしますが、文言がおかしいと全てがだめになります。ここはしっかりと文言

を吟味していただきたいと思います。

○志賀委員長 阿部かほる議員。

○阿部議員 はい、ありがとうございます。第2条のところをちょっと見ていただきますと、ちょっと理解が深まるかと思うんですけども、第2条といたしまして、この条例において「塩竈の食」とは地酒、海産物等の食材、菓子及び調味料で、本市において生産加工等されたもの、並びにこれらを調理して提供される料理を言うということで、ここに用語の定義づけを入れておりますので、ご理解のほどひとつよろしく願いいたします。

○志賀委員長 今野委員。

○今野委員 ということは、地酒、海産物等の食材、菓子などということなんですけれども、生産加工等されたもので調理して提供される料理ということは、これは酒とお料理屋さんの料理を食べるようにという議案なんですか、条例なんですか。（「そこが問題だ」の声あり）

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 私も……

○志賀委員長 待ってください。阿部さんのほうがその答えを、答弁を。阿部かほる議員。

○阿部議員 ありがとうございます。いろいろご意見が出たようですが、やはり酒とさかなという定義づけといたしますか、それに伴う地域振興ということで出させていただきました。塩竈にはいろいろな材料もあります。また、藻塩等つくられております。それから、スイーツもそういった材料を使って生産され、あるいはつくられたものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○志賀委員長 今野委員。

○今野委員 くだいようですが、ここにこれらを調理して提供される料理ということですから、これは料理屋さんに行って食べということですか。

○志賀委員長 阿部かほる議員。

○阿部議員 ここは料理屋さんとは出ていませんので、各ご家庭でもそういったものを食してくださいということであります。以上です。

○志賀委員長 今野委員。

○今野委員 ここら辺の文言をもうちょっとよく精査すべきだと思います。以上です。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 私も提案者として名前を連ねている関係から。今、今野委員のおっしゃる食材にし

たらどうなんだということですが、目的の第1条で塩竈の地酒等地域資源を生かした食文化、括弧書きに「以下塩竈の食」というふうに言っています。ですから、食文化ということの食なんであって、具体的な食事をする際の素材を言っているわけではないということで、食文化というところに力点を置いていただければいいのかなと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 せっかく議員提出議案というのは割と本会議でまとめればそっちでチョンと出して決まっていたんだけど、産業建設常任委員会にわざわざ提出されて丁寧な対応をしているなと思いますが、もともと商工会議所なんかも含めて乾杯条例を何とかならないかという動きがあったわけです。塩竈では地酒はもちろん長く続けて、それは大事にしたいという思いはあるんだけど、ビールを飲むかワインを飲むかお茶を飲むかはそれぞれのあれなわけで、一々乾杯までそれを強制するという条例は重過ぎるという立場をとってきました。それは私も変わりません。今回は、塩竈の食文化ということの文言になったので、それは若干全ての、酒だけではなくて塩竈で食材を頑張ってくれている人たちの応援にはなるかと思ったんだけど、またいずれ塩竈の地酒とこういうふうになると、例えば今地ビールだとか地元のワインとかいろいろつくる地域もございまして、この地酒というくくりがワインも酒だしビールも酒だとなればそれで済むのかもしれませんが、私はむしろこの「地酒」と一々つけないで、塩竈の食文化というふうにくくっていかれたらいいのではないかと。さっき説明の中では、乾杯条例のことも一言さっき言っておりましたけれども、それまで条例でくくるのはやはり違うのではないかとということで、ちょっとその辺は懸念しております。そういう点を述べておきたいと思います。だから、今回すぐ決めてしまうのではなくて、少し持ち帰ってもっといいものにするのであればそうしていけばいいのかなと思います。以上です。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 今、曾我委員からビールを飲む人がいればワインを飲む人もいるし、ノンアルコールを飲む人もいるしとありましたけれども、私はやはり塩竈イコール地酒、「どこから来たのっしょ」「塩竈です」「ああ、んで浦霞うまいよね」「男山うまいよね」となるんですよ。昭和52年、JCの初代会長と私、話をすることがありました。そのときは一ノ蔵の建設構想です、一ノ蔵。「山本君、塩竈につくろうと思ったけれども、やめた」「なぜですか」「な

かなか塩竈のみんなから受け入れてもらえない、そういう思いがやっぱあるもんだ」と。だから、松みどりのある松山に工場を展開するんだと。最後の最後まで初代会長は塩竈にと思ったんですけども。ですから、あれからもう40年近くたつわけですから、今こそ塩竈における地酒というものを、もう100年以上続くこの酒蔵をもっともっと全国にアピールする。これは決して市民向けの条例ではないです。あくまでも全国的なアピール、そういったことをする。そういったことで私は、これをぜひ、認めたいと考えています。以上です。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 お疲れさまでございます。世界的にも和食、日本食というものがやはり注目されている中で、海外に行って私もびっくりしたことは、うどん県と聞けば香川だということとは海外の人もわかるくらい、やはり日本食だったりおいしいものとなれば日本ということはどこからも注目されているということでございますし、やはりこのように特化して話題性をつくりながら、食を地元のを押し出すということは私は大賛成でございますし、日本酒を飲めない方だってもちろんいると思いますので、そういうところは無理に強制するものでもないのかなと思います。乾杯とやったら、あとは好きなものを飲めばいいと思いますので、そんなに、これで乾杯しなかったら捕まるわけでもないと思いますので、話題性をもって、地元のを大切にするんだというところを認識する部分では、非常によい条例なのかなと思っております。私ももちろん賛成でございます。やはり地元のを活用して愛することが大切なことでございますし、これからT P Pの話なんか全然関係ないですけども、海外からのものが入ってきて、大きなリンゴが入ってきて、地元の小さいリンゴを買うんだというドイツ人の意識のもとを、やはり地元にも植えていかなければ、安いもの安いものとなっていったらやはり経済は回っていきませんので、しっかりと地元のをまず食べて、地元のものに生きていくということで、私はこの条例を必ず早いうちに成功させたいと思っておりますのでご協力できることがあれば、もちろん賛成していきます。よろしくお願いいたします。以上です。

○志賀委員長 ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

これで質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午前 11 時 57 分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

継続というご意見がありましたので、これについて一応とりあえず継続するのかということでの採決をいたします。

議員提出議案第11号については、継続審査を求める意見がありますので、継続審査についてお諮りいたします。

議員提出議案第11号を閉会中の継続審議とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○志賀委員長 挙手少数であります。よって、議員提出議案第11号は閉会中の継続審査とすることについては否決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 57 分 休憩

---

午前 11 時 58 分 再開

○志賀委員長 引き続き会議を開きます。

討論を行います。討論の通告がありませんので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第11号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○志賀委員長 挙手多数であります。よって、議員提出議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 58 分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 志賀勝利